

住居番号の変更に伴う市役所の手続き

同一住居番号による住居番号変更の手続きについてご案内いたします。

◇住居番号が変わることにより住所も変更になりますので、住居番号変更証明書が必要な場合は、市民課で発行いたします。(無料)

◇不明な点につきましては、それぞれの担当課にお問い合わせください。

住民登録関係 ⇒担当課 : 市民課②番窓口 (内線:122)

事 項	手 続 き 内 容
住所変更	住所変更通知(本人の意思確認も含む)を受け、市民課で手続きを行います。
通知カード	個人番号(マイナンバー)通知カードの裏面に変更後の住所を記載しますので通知カードをお持ちください。 ※本人確認書類が必要です。
個人番号カード交付申請書	住所変更のあった日以降は、通知カードに同封されていた個人番号カード交付申請書は使用できません。新しい申請書を市民課でお渡しします。 ※本人確認書類が必要です。
個人番号カード 電子証明書	個人番号カードの表面に変更後の住所を記載しますので、住所変更のあった日以降、個人番号カードをお持ちください。 署名用電子証明書は、住居変更と同時に失効になりますので再発行申請が必要です。 ※本人確認書類が必要です。
住民基本台帳カード	写真付き住民基本台帳カードは、住所変更のあった日以降、新しい住所を記載しますのでカードをお持ちください。 住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月28日に終了しましたが、今お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限までご利用いただけます。
在留カード・特別永住者 証明書	在留カード又は特別永住者証明書の裏に新しい住所を記載しますので、カード又は証明書をお持ちください。 本人又は同一世帯以外の方が手続きされる場合は、市民課にお問い合わせください。

※本人確認が必要となる書類について

- ① 一点確認は、運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留手帳等のうち一点をお持ちください。
- ② ①以外は、二点確認が必要となりますので、国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証・国民年金手帳・医療受給者証・学生証等のうち二点をお持ちください。

福祉関係(母子) ⇒担当課 : 子育て推進課 ③番窓口 (内線:544)

事 項	手 続 き 内 容
児童手当	手続きの必要はありません。
児童扶養手当	手続きの必要はありません。 次回、手当証書を交付する際、新しい住所を記載してお渡しします。 現証書の住所変更を希望される方は手続きをしてください。
子育て支援医療証 ひとり親家庭等医療証	住居番号の変更があった日以後速やかに証書をお持ちください。
特別児童扶養手当	住居番号の変更があった日から14日以内に証書と印鑑をお持ちください。
重度心身障がい(児)者	住居番号の変更があった日以後速やかに医療証をお持ちください。

福祉関係(介護・障害) ⇒担当課 : 成人福祉課①番又は②番窓口 (内線:550)

事 項	手 続 き 内 容
介護保険被保険者証	住居番号の変更があった日以後に、証書をお持ちください。
特別障害者手当 障害児福祉手当	住居番号の変更があった日から14日以内に、印鑑をお持ちください。
精神障害者保険福祉手帳 身体障害者手帳 療育手帳	住居番号の変更があった日以後に手帳と印鑑をお持ちください。
自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院)	住居番号の変更があった日以後に受給者証(更生医療又は精神通院) と印鑑をお持ちください。
障害福祉サービス受給者証	住居番号の変更があった日以後に受給者証をお持ちください。

国民健康保険・後期高齢者医療 ⇒担当課 : 健康課⑥番窓口 (内線:512)

事 項	手 続 き 内 容
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 (70歳から75歳未満の国保加入者) 後期高齢者医療被保険者証	住居番号の変更があった日以後に、新たに郵送します。

※限度額適用・減額認定証及び特定疾病療養受療証をお持ちの方は、そちらも同封して送付します。

【お問合せ先】

新庄市役所

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号 TEL 0233-22-2111